



市政記者クラブ加盟社 各位

盛岡広域環境組合の設置について

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）は、当該関係市町の区域におけるごみ処理（ごみの焼却処理等）に関する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、各市町の令和4年12月議会の議決を経て、同法第284条第2項の規定に基づき、協議により規約を定め、岩手県知事に対し「盛岡広域環境組合」の設置許可を申請しておりましたが、昨日、知事の許可を得て同組合を設置したのでお知らせします。

また、昨日、盛岡広域環境組合設立式を開催したので、その概要について、併せてお知らせします。

1 盛岡広域環境組合（概要）

- (1) 設置年月日 令和5年2月1日
- (2) 管理者 1人（盛岡市長）
- (3) 副管理者 8人（関係市町（盛岡市を除く。）の長及び盛岡市副市長）
- (4) 共同処理する事務（主なもの）
 - ① 一般廃棄物処理計画の策定
 - ② ごみ処理施設の設置、管理及び運営
 - ③ 一般廃棄物の中継運搬
 - ④ エネルギー利活用施設の設置及び管理運営

2 盛岡広域環境組合設立式（概要）

- (1) 開催日時 令和5年2月1日（水） 15時30分～16時01分
- (2) 場所 盛岡市中央公民館1階講堂
- (3) 出席者 管理者、副管理者
- (4) 来賓 岩手県環境生活部技監兼環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、盛岡広域振興局長
- (5) 概要 管理者挨拶、岩手県知事の祝辞、記念撮影、記者会見

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年3月 関係市町議会での組合議員選挙
4月 組合議会臨時会（正副議長選出、組合条例の制定、組合予算の議決等）

【担当】 環境部廃棄物対策課ごみ処理広域化推進室長
室長 菊池与志和 TEL 651-4111（内線 8303）
（盛岡広域環境組合総務課長兼施設課長）